



福祉有償運送の登録に関する

処理方針について

国交省 一部改正について通達

国土交通省は、5月21日、「運営協議会において定められた独自の基準に
対する考え方について、国自旅第34号」、「福祉有償運送に係る運営協議会
における協議に当たっての留意点等について、国自旅35号」の2つの通達を
新たに出しました。

ここに、その一部を紹介いたします。

(「さわやか」新聞編集部)

自家用有償旅客運送の登録制度については、平成十八年十月一日から施行され、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」等により取り扱っているところであるが、本制度施行後の状況について、平成十八年十二月より、「自家用有償旅客運送フオローアツプ検討会」を開催し、検証

を行って来たところ、登録の申請書の添付種類である「役員の名簿」の簡略化、運行管理に係る指揮命令系統の明確化等について指摘がなされたところである。

移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況、自家用有償旅客運送の運営実態等について適時適切に検討を行いつつ、その合理性について検証を行うていく必要がある。

ローカルルールについて

各運営協議会において関係法令・通達に定められていない独自の基準(以下「ローカルルール」という。)が定められ、当該ローカルルールのなかに、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えているものがあるとの指摘がなされたところである。このため、このような「ロ

「過度な制限」は、利用者、運行団体、行政、タクシー事業者それぞれの立場で考え方が異なりますが、利用者にとつて安全、安心、便利に利用できるということが重要な判断基準だと考えられます。

【解説】各運営協議会のローカルルールは容認されるが、それぞれが移送サービス(福祉有償運送等)を行う団体や利用者にとつて「過度の制限」をかけるものであつてはならないというのが、この通達の趣旨となつてい

福祉有償運送は、ドア・複数乗車の必要性

について

福祉有償運送は、ドア・複数乗車の必要性について、例外的なもののみならず、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であつて、運営協議会が必要と認めた場合に限つて運送することができる。

旅客から収受する

対価について

旅客から収受する対価については、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていないこと、認められない妥当な範囲内であることなどが求められている。「タクシーの上限運賃(ハイヤー運賃を除く)の概ね1/2の範囲内であること。」は、運送対価の目安であり、上限として定められているものではない。また、旅客から収受する対価について、運送の対価と運送の対価以外の対価に区分して定められているが、これは、運送の対価を運送の対価以外の名目で収受することにより、運送の対価

運営協議会に

提出される

書類について

運営協議会に提出される書類については、登録申請関係書類の写しの活用等が行われているが、運営協議会によつては、既存の書類で確認が可能であるにも拘わらず、別様式に書き改めた書類を求められるという事例も報告されており、こうした事例は特段の事情が無い限り過重なものと考えられるので、申請者の負担の軽減にも充分配慮し、提出書類が適切なものとなるよう取り扱うこと。



障害スポーツセンター再整備に

関する意見交換会に参加

北九州市
障害福祉団体連絡協議会（障団連）主催

七月二十三日（木）午後六時三十分より障団連主催による障害者スポーツセンター再整備に関する意見交換会が、第一回目としてウエルとばた6A研修室にて行われ、「さわやか」より二名が参加しました。

北九州市からは障害福祉課の藤村課長はじめ三人の方が出席され、障団連からは事務局長の古賀さんを司会者として、各団体より総勢二十四名の参加で始まりました。

「先日行われた障団連の定期総会のあとの勉強会の中でスポーツセンターについて意見交換の場を持ってほしいとの意見があり市に申し入れをしていました。障団連としては平成十四年から毎年、要望書を出し続けています。

今までの要望項目を下記にあげていますが、今回はそれに追加として意見を入れて、要望書を出す事になりました。また、市からも質問等を出してもらい、意見交換会としたい」と古

賀さんが述べました。

市の方も「障害者スポーツセンター再整備検討会を作り大阪の長居にある障害者スポーツセンターの高橋先生にも専門的見地からのアドバイザリーになっていただき、障害者の方の意見を取り入れて進めていきたい」と延べました。

視覚障害者友好協会の高橋さんと高寄さんが、自ら経験した事例事項を述べ、市の方や各団体の方々との意見交換がなされていきました。団体からは理想的な福祉スポーツセンターの建設等の意見が多くだされ、外見だけでなく中身の魅力ある

社団法人 八幡法人会女性部会様より

デジタルカメラを寄贈して

いただきました。

このたび、八幡法人会のご好意により、「さわやか」に対し寄付の申し出があり、デジタルカメラを寄贈していただきました。

八幡法人会様では、毎年チャリティイベントを行い、その収益金を管内の福祉事

建物にしてほしいのと、いろんな障害を持った人達のために、障害に対して理解できる職員、インストラクターがいることも必須であるとの意見等も出ていました。意見交換会は、今回だけではなく、今後も行われるとのことです。また、現在のスポーツセンターを利用している人た

これまでの障害者スポーツセンター

に関する要望事項

一、 全体的なこと

★ ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人も無い人も共に利用できる施設の整備を目指すという回答だが、一般の施設が利用困難な重度障害者や、中途障害者の通過施設として、障害者スポーツセンターの整備が求められる。

★ 多様な障害種別と多様

ちにも意見を聞いて欲しいとの声も上がっていました。最後に、今年度の障団連の要望書を藤村課長に渡し、午後八時十五分、第一回目の意見交換会を閉会しました。



なニーズに対応できる、障害者スポーツの拠点となるセンターを、立地条件の良い場所に早急に建設してほしい。（現センター：老朽化、設備が不十分、アクセスが悪い）

二、 ハード面

★ 年間を通じて利用できる室内温水プール（競技用、余暇活動、リハビリ）

★ トレーニングジム

★ 一人でも利用可能なスポーツ施設

★ 各障害競技の練習が出来るような設備

三、 ソフト面

★ インストラクターの資質向上

★ 公営及び民間のスポーツ施設において、障害の特

性を理解し対応できる職員の養成支援

★ アシスト21のメデカルサポートとの連携などのシステムづくり

四、 その他

★ 他の施設との併設（当時の要望・障害者福祉会館、宿泊研修施設）



暦の上では立秋を向かえ、昨年より二十七日も遅い梅雨明けとなった福岡地方、短い夏の影響で海の家で商売をしている方々にとっては大変な痛手を被る結果となっています。

この長雨は台風九号を伴い今度は四国から東北地方に大きな被害を出しながら北上しています。

長雨による被害が私たちの台所事情にも始めています。日照不足や水害などで、葉もの野菜などが全滅で高値を呼んでいます。食卓にも根菜類が多く上がるようになり、家族の中からはグリーンサラダが食べたいとか贅沢な声が聞こえてきます。

こんな時、家庭菜園をしておけばよかったです。と思いました。

(K)

